

風水害の保障がさらに手厚く！確かな安心をお届けします。 2024年4月「住まいる共済」改定

こくみん共済 coop 〈全労済〉（全国労働者共済生活協同組合連合会 代表理事理事長：打越 秋一）は、2024年4月1日に「住まいる共済（火災共済・自然災害共済）」の商品改定を行います。

この度の改定では、風水害等が多発化・大規模化する近年の状況を踏まえ、風水害等の損害に対する保障の充実や支払方式の変更を行います。これまで組合員の皆さまよりお寄せいただいたご要望にお応えし、より一層ご安心いただける保障としてお届けしてまいります。



公式キャラクター
ピットくん

1. 主な改定内容

(1) 風水害等の損害への支払方式を「実損害額にもとづく支払方式」に変更します

住宅・家財ごとに、実際に被害にあった金額にもとづくお支払いとなるため、お受け取りの共済金額が分かりやすいものになります。

(2) 風水害等による10万円以下の損害も保障します

これまで、お支払いの対象とならなかった10万円以下の損害についても風水害等共済金の支払い対象となり、小規模な損害に対しても保障できるようになります。

(3) 風水害等による付属建物等(※)の損害も、実損害額で保障します

これまで、一律の金額での保障となっていた風水害等による「付属建物等(※)」の被害が、実損害額での保障となります。

※物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

(4) その他の改定

- ① 自然災害共済のタイプ名称変更
- ② 自然災害共済ベーシックの保障額拡大
- ③ 自然災害共済の掛金額の改定
- ④ 自然災害共済の総支払限度額の引き上げ など

詳しくは、こくみん共済 coop ホームページをご覧ください。
<https://www.zenrosai.coop/kyousai/kasai/lp/202404.html>

2. 実施時期

本改定内容については、2024年4月1日以降に発効・更新をむかえるご契約から適用となります。
※共済金のお支払いについても新制度の契約発効後に発生した事故より、改定後の内容でお支払いします。

<こくみん共済 coop>

正式名称：全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいの生協として1957年9月に誕生。「共済」とは「みんなでたすけあうことで、誰かの万一に備える」という仕組みです。少子高齢社会や大規模災害の発生など、私たちを取り巻く環境が大きく変化しているなか、こくみん共済 coop は、「たすけあい」の考え方や仕組みを通じて「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」にむけ、皆さまと共に歩み続けます。

◆こくみん共済 coop たすけあいの輪のあゆみ：<https://www.zenrosai.coop/web/ayumi/>



<リリースに関する問い合わせ先>こくみん共済 coop ブランド戦略部
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 電話：03-3299-4232 / Email: koho@zenrosai.coop

<ご掲載・ご取材に関するお問い合わせ先>
株式会社ユース・プランニング センター 担当：藤井、河名、川上
Tel: 03-6821-8699 / Fax: 03-6821-8869
藤井: 090-7900-7866 / s-fujii@ypcpr.com
河名: 090-7900-2756 / k-kawana@ypcpr.com